

令和6年11月11日

長野県知事

阿 部 守 一 様

長野県公共事業評価監視委員会

委員長 古 本 吉 倫

令和6年度 長野県公共事業評価について（具申）

令和6年7月31日に当委員会へ提出された公共事業の評価案に対する意見については、別紙のとおりです。

総 論

公共事業による社会資本整備は、県民生活の豊かさの実現を図る基盤づくりとして極めて重要な役割を担っており、安全・安心で豊かな県民生活の実現のために、質の高いストックを形成し、将来にわたって確実に引き継いでいくことが求められている。

一方、これらの社会資本整備にあたっては、限られた予算の中、社会状況の変化や県民ニーズの変化等に対応するため、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが重要である。

長野県においては、公共事業の実施に当たり、事業着手前、事業実施中、事業完了後の各段階で評価を実施する公共事業評価制度を構築しており、この評価制度に基づき、本年度は、新規評価 5 事業 7 か所、再評価 10 事業 31 か所、事後評価 12 事業 12 か所について、県から本委員会の意見を求められたところである。これを受けて、本委員会では、各案件にかかる県評価案の妥当性等について、事業の必要性、進捗状況及び事業効果の発現状況などの観点から、委員の様々な意見も踏まえて審議を行った結果、いずれも県の評価案を妥当と判断した。

新規評価・再評価・事後評価に関する委員会としての意見は、それぞれ別紙に取りまとめているが、それらの審議の際には、激甚化・頻発化する自然災害を想定してそれぞれの事業において十分な対策を講じること、事前の詳細な調査によりできるだけ短い工期で確実な工事を行うこと、施設整備において利用者の利便性向上とユニバーサルデザインに配慮することなどについて、意見や提案がなされたところである。

本委員会としては、今後の公共事業の実施にあたり、審議の中で出された意見を参考に、より効果的・効率的な事業執行に努めていただくとともに、整備予定箇所の計画的な事業執行によって、事業効果が早期に発現されることを期待する。

(以上)